

国内外における知的資産経営の取り組み

平成18年度～平成19年度

平成20年4月4日
経済産業省
知的財産政策室

本資料においては、主に平成18年度から平成19年度における国内外の知的資産経営に係る取り組みについてご紹介する。

I. 国内の取り組み	P. 2
1. 中央政府における取り組み	P. 2
(1) 首相官邸・内閣官房等における取り組み	
(2) 経済産業省・中小企業庁・金融庁等の取り組み	
2. 地方政府における取り組み	P. 5
(1) 近畿経済産業局の取り組み	
(2) 京都府の取り組み	
(3) 大阪府の取り組み	
3. 支援者、市場関係者等における取り組み	P. 6
(1) 日本公認会計士協会の取り組み	
(2) 東京商工会議所の取り組み	
(3) 大阪商工会議所・日本公認会計士協会近畿会の取り組み	
(4) JASDAQの取り組み	
(5) 業界団体等の取り組み	
II. カンファレンス・セミナー等の開催状況	P. 7
1. 知的資産経営WEEK	
2. 日独知的資産経営サミット2007	
3. OECD国際カンファレンス「グローバル・バリュー・チェーンにおける中小企業の役割強化」	
III. その他	P. 9
1. 知的資産経営報告書を作成した企業数	
2. 知的資産経営ポータルサイト開設について	
3. 知的財産ファイナンス・知的財産流通と知的資産経営について	
IV. 海外の動き	P. 10
1. OECDにおける取り組み	
2. 欧州	
3. 米国	
4. アジア諸国等	

I. 国内の取り組み

平成18年度から平成19年度にかけては、中央政府のみならず、地方政府や各種支援機関等による様々な取り組みが行われた。

1. 中央政府における取り組み

(1) 首相官邸・内閣官房等における取り組み

①経済成長戦略大綱¹（政府・与党 平成18年6月）

経済財政諮問会議において取りまとめられた経済成長戦略大綱において、企業における経営力の革新という位置付けで「知的資産経営」を取り上げている。特に政府の役割として、知的資産経営の評価の視点を提示するべき旨が明記されている。

②イノベーション25²（平成19年5月、同年6月1日閣議決定）

2025年までを視野に入れたイノベーションの創造のための長期的戦略指針である「イノベーション25」においても知的資産経営の促進が取り上げられている。具体的には、リスクマネー供給を実現する仕組みづくりとして、①新興市場等における知的資産経営情報の開示の促進、②民間企業等における知的資産経営等の要素を踏まえた技術経営力の促進が、同指針中の技術革新戦略ロードマップに組み込まれている。

③アジア・ゲートウェイ構想³（平成19年5月）

首相官邸に設置された「アジア・ゲートウェイ戦略会議」にて策定された「日本文化産業戦略」において、日本の独自性を多様な形で発信することの重要性が指摘され、既存の評価の枠組みの中での競争から、日本の独自性が評価される新しい枠組みを策定すべきとし、知的資産経営の情報開示が取り上げられた。

④知的財産推進計画2007⁴（平成19年5月）

知的財産立国実現に向けて、内閣官房知的財産戦略本部が策定している知的財産推進計画において、知的資産の重要性を指摘し、知的資産経営の実践とその開示の促進が重要施策として明記されている。

¹ <http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2006/0626/item2.pdf>

² 「イノベーション25」の内容は下記URLを参照のこと。なお、平成19年6月1日には、同指針に基づき、2025年を目指して社会システムの改革、技術革新に向けた取組を長期にわたり実行していくため、内閣にイノベーション推進本部（本部長；内閣総理大臣）を設置した。

<http://www.kantei.go.jp/jp/innovation/saishu/070525.html>

³ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/asia/>

⁴ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/070531keikaku.pdf>

（２）経済産業省・中小企業庁・金融庁等の取り組み

①中小企業白書～２００６年度版^５～（平成１８年５月）

中小企業と金融機関との相互理解のために、知的資産経営報告の重要性を取り上げている。

②新経済成長戦略^６（平成１８年６月）

我が国経済が目指すべき「新しい成長」のための戦略として経済産業省が平成１８年６月に取りまとめたもの。技術力や経営力の向上のための方策として、知的資産経営の観点を取り込んだ研究開発プロジェクトの運営や知的資産経営に関する評価軸の策定が重要施策として取り上げられている。

③産業技術力強化法の改正^７（平成１９年４月）

産業技術力強化法を一部改正し「技術経営力」を新たに定義し、その内容として、知的資産経営の考え方を明定した。また、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や産業技術総合研究所が技術経営力の強化に向けた支援の実施を規定した。

【参考資料４：産業技術力強化法等の一部改正の概要】

④知的資産経営の要素を研究開発補助金の審査要件に規定^８（平成１９年４月～）

研究開発の実用化プロジェクトを支援する補助金（NEDO）の交付先決定の審査において、開発成果を基にイノベーションへと結実させる経営の能力を考慮するため、知的資産経営報告の概要を提示させ、その説明を求めることとした。

⑤中小企業地域資源活用促進法の制定^９（平成１９年４月）

各地域固有の知的資産である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等）を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を促進するため、その総合支援を規定した地域資源活用促進法を制定した。

【参考資料５：地域の知的資産経営（中小企業地域資源活用促進法）の概要】

⑥日本における無形資産の研究（平成１９年４月～）

経済産業研究所において、人的資本や企業に蓄積している組織資本等の無形資

^５ http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h18/H18_hakusyo/h18/index.html

^６ <http://www.meti.go.jp/press/20060609004/20060609004.html>

^７ http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/sangiho.htm

^８ http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/191025_1/setumei.pdf

^９ <http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiki/080312shigen300.htm>

産の役割に注目し、その投資実態の把握等と企業のパフォーマンスへの影響について調査研究を行った¹⁰。

【参考資料6：日本の無形資産に関する研究の概要】

⑦知的資産経営報告を活用したネットワーク構築事業¹¹（平成19年5月）

地域の中小企業の特長や実情に通じたコーディネータが中心となって、経済団体やジョブカフェ、教育機関、地方自治体等と連携し、地域の中小企業の魅力を若者や学校に発信し、橋渡しを行うことにより、地域レベルでの中小企業の人材確保を支援する「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」を実施した。同事業においては知的資産経営報告書を活用した遠隔地域ものづくり企業と学生のコーディネートが行われた。

⑧中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針¹²（平成19年8月）

平成19年4月には、金融庁金融審議会からリレーションシップ・バンキングに係る報告書「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について¹³」が公表され、同報告を踏まえ、平成19年8月には、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に、金融機関における定性情報の適正な評価に資する方策として、知的資産経営報告の活用が取り上げられた¹⁴。

⑨地域力連携拠点事業¹⁵（平成20年5月～6月上旬事業開始）

地域において、優秀な支援者を有する中小企業支援機関等を「地域力連携拠点」として全国200～300か所選定し、中小企業が直面する課題に対してきめ細かな支援を実施予定。

地域力連携拠点においては、経営力の向上としての知的資産経営や新事業展開、事業承継等様々な課題に応じて、その具体的な解決を支援するため、窓口相談や

¹⁰ また、経済産業研究所は平成19年6月22日に「グローバル化時代の生産性向上策－サービス業の活性化と無形資産の役割－」と題したカンファレンスを開催し、生産性向上に係る無形資産の役割について、議論を行っている（<http://www.rieti.go.jp/jp/events/07062201/report.html>）。

¹¹ 事業スキーム等については下記中小企業庁HPを参照のこと。

（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/070518wakamono_saitaku.htm）

本事業は「元気なモノ作り企業300社

（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/monozukuri300sha/index.htm>）から選出された、優秀な技術を持つ北海道・東北地域の中小企業9社との間にネットワークを構築するため、早稲田大学のものづくりに興味を持つ大学生が事前学習・現場訪問・体験報告を実施したもの。実施に当たっては、訪問先企業について知的資産経営報告書を作成し事前学習等に活用した。

¹² <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070824-2.html>

¹³ http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20070405/02.pdf

¹⁴ なお、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕においても、財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性等を踏まえて判断するものとしている。

http://www.fsa.go.jp/manual/manual_j/manual_yokin/bessatu/kensa01.html

¹⁵ http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/080313chiki_kyoten_kobo.htm

巡回相談を行う等、自らが指定したパートナー機関（金融機関、大学、農協等）とも連携しつつ、専門家の派遣、ビジネスマッチング等を行うほか、国や地方自治体の施策等も活用して支援を実施予定。

【参考資料 7：見えない資産（知的資産）把握・活用の手引書（案）の概要】

2. 地方政府における取り組み

（1）近畿経済産業局の取り組み¹⁶

近畿経済産業局では、平成17年度に「近畿地域における研究開発型ベンチャー企業の知的資産経営報告書モデル調査事業」を実施し、研究開発型ベンチャー企業2社協力の下、モデル的に知的資産経営報告書を作成し、作成に当たっての留意点、課題等を取りまとめた実務的な手引き書を作成した。

平成18年度、19年度は、知的資産経営・報告書作成・開示の普及のため、講師派遣やセミナー開催を行うとともに、主に金融機関をターゲットに知的資産経営報告の活用手法についての検討を行った。

平成20年度には、支援人材の育成を目的に知的資産経営報告書作成支援及び作成支援人材の育成事業等を実施予定。

（2）京都府の取り組み

京都府中小企業応援条例（平成19年4月施行）に基づき、京都工芸繊維大学、（社）発明協会京都支部、京都府が連携し、中小企業における知的資産活用推進事業スキームを実施した。具体的には、①「知的資産経営」支援、②報告書作成ガイドブックの作成、③知的資産経営シンポジウム、④知的資産経営を学ぶ実践講座（講師：京都工芸繊維大学 中森 孝文准教授）等を実施した。平成20年度以降には、知的資産経営報告の事例作成等の普及策を実施する予定。

【参考資料 8：京都府における中小企業知的資産活用推進事業の概要】

（3）大阪府の取り組み（大阪府成長性評価融資制度¹⁷）

大阪府では、意欲ある中小企業者や個人事業主の将来に向けた事業計画を評価し、成長が見込まれるものについて、融資の保証決定を行う成長性融資制度を実施している。企業の過去の成績である財務の評価のみにとらわれることなく、中小企業等

¹⁶ 近畿経済産業局の取り組みや近畿地方の企業の知的資産経営報告等は以下のURLを参照のこと。

http://www.kansai.meti.go.jp/2giki/network/vbnet_ic.html

¹⁷ <http://www.pref.osaka.jp/kinyu/seityosei/seityosei.html>

の成長性について融資の際の企業評価に反映させよう知的資産経営の評価を実施している。また、融資後の成長をバックアップするため、融資先企業に対し、販路開拓等のマッチングや経営指導など様々な支援策を行っている。

【参考資料9：大阪府の取り組み（大阪府成長性評価融資制度）の概要】

3. 支援者、市場関係者等における取り組み

（1）日本公認会計士協会の取り組み

知的資産経営報告の開示や非財務情報の開示が世界的に進む状況を見据え、保証実務についての研究報告「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について¹⁸」（平成18年7月）を取りまとめた。

（2）東京商工会議所の取り組み

約8万社の会員企業に対する経営サポートとして、財務情報のみならず知的資産（非財務面）に関しても積極的に把握¹⁹し、会員企業が自社の新たな強みの発見や今後の課題発掘等に努めている。また、知的資産を有効に活用し、独自性のある製品・サービスを生み出している企業の顕彰²⁰も行っている。

（3）大阪商工会議所・日本公認会計士協会近畿会の取り組み

大阪商工会議所は日本公認会計士協会と共同で、担保力に乏しい中小企業向けの融資の判定材料への活用を目的に、事業の将来性や経営者の資質など決算書で読み取りにくい知的資産（非財務情報）を点数化する「非財務（知的資産経営）評価チェックリスト」を策定・公表した（平成18年10月）。

（4）JASDAQの取り組み

JASDAQは、その上場企業のうち約200社に対して、平成18年から知的資産経営の自己診断ツールを配布し、アドバイスを実施している。また、成長可能性のある新技術又は新たなビジネスモデルを有する企業を支援するとともに、投資

¹⁸ http://db.jicpa.or.jp/visitor/search_detail.php?id=63

¹⁹ 東京商工会議所では、会員企業に対して知的資産経営の促進するために「企業の健康診断チェックシート」、「無料経営診断サービス」（非財務面診断）チェックシート等の取り組み等を行っている。

²⁰ 東京商工会議所は「勇気ある経営大賞」と称し、革新的あるいは創造的な技術・技能やアイデア、経営手法等により、独自性のある製品・サービスを生み出している企業の顕彰を行っている。

<http://www.tokyo-cci.or.jp/chusho/keieitaisyo/index.html>

家に当該企業への投資機会を提供することを目的とした新市場NEO²¹を創設した（平成19年7月）。

（５）業界団体等の取り組み

昨年度特に動きがあった業界としては素形材産業と百貨店業界の取り組みがある。

①素形材産業

素形材産業では、素形材産業の10年後のあるべき姿について議論をおこない「素形材産業ビジョン」（平成18年5月）を策定し、その中の柱の一つに知的資産経営の実践を掲げている。これを受け各業界団体²²においても業界ビジョンを策定し、知的資産経営に係る取り組みを進める予定である。

②日本百貨店協会

百貨店業界では、知的財産のみならず、人材や商品に化体するブランド力、情報等も含む知的資産を重要な経営資源として見なし積極的に活用することを目的に、平成18年5月から日本百貨店協会に研究会を設置している。平成19年度においても、引き続き、経営層の指導する全社的な知的資産経営へ発展させるべく研究を行った。

Ⅱ. カンファレンス、セミナー等の開催状況

1. 知的資産経営WEEK²³

日本国内のみならず海外も含めた大企業や国際的に展開する中小企業に着目し、知的資産経営を実現する開示・企業統治のあり方、知的資産を活かした価値創造等について、2005年から日本においてシンポジウムを開催している。

昨年は、知的資産経営WEEK2006に引き続き、知的資産経営WEEK2007を開催し、産業界、学界、中央及び地方の政府関係者による議論を行った。

知的資産経営WEEK2006（平成18年12月1日～8日）では、グローバ

²¹ http://www.jasdaq.co.jp/data/wn190810_press1.pdf

²² 素形材産業は全部で14の団体が存在しており、業界ごとに団体ビジョンを作成している。具体的には、鍛造業ビジョン、非鉄金属鋳物業ビジョン、ダイカスト産業ビジョン、鋳鍛鋼業界将来ビジョン、金属プレス産業ビジョン、金型産業ビジョン、金属熱処理業ビジョン、バルブ産業ビジョン2007、粉末冶金産業ビジョン、工業炉業界ビジョン、鋳造機会産業ビジョン、ダイカストマシン産業ビジョン、鍛圧機械の産業ビジョンが策定されており、すべて経済産業省HPからダウンロードが可能（<http://www.meti.go.jp/policy/sokeizai/d-vision.html>）。

²³ 知的資産経営WEEKの内容については、以下のURLを参照のこと。

http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/event.html

ル競争における各国の共通の懸念として、社会的な格差の拡大や地域経済の崩壊等が挙げられ、企業における知的資産経営だけでなく、地域資源を活用した地域の知的資産経営について議論が展開された。また、知的資産への着目のみならず、その活用、有機的結合の重要性についても触れ、政策的課題として、①知的資産の蓄積（人材教育、知財制度、知の創造への支援等）、②リーダーによる知的資産経営の実践の促進（普及啓蒙、リーダーの説得、円滑化ツールの提供等）、③ガバナンスのメカニズム（評価、開示、会計、レーティングのシステム等）等が挙げられた。

知的資産経営WEEK2007（平成19年11月5日～9日）では、財務情報を中心に企業情報の作成・伝達手法として実践されるXBRLと知的資産経営との関係をメインテーマに、知的資産経営の更なる促進に向けて、非財務情報のXBRLタクソミーの開発等の議論が行われた。また、数値で表しにくく、評価しにくい知的資産をステークホルダーに分かりやすく開示する手法や、知的資産経営情報の反映を前提とした財務諸表のあり方などについても取り上げられた。

2. 日独知的資産経営サミット2007²⁴（平成19年9月：ドイツ）

経済産業省とドイツ経済技術省が先導し、知的資産に関する互いの経験の情報交換・共有や開示コンセプトの基準の統一等を目的に日独知的資産経営サミット2007を開催した。政府レベルでの取り組み、知的資産経営報告書を発行した日独中小企業からの報告、支援者及び日独金融機関等の認識に関する報告等、民間も含めた幅広いレベルで意見交換を行った。

3. OECD国際カンファレンス（平成19年6月）

「グローバル・バリュー・チェーンにおける中小企業の役割強化」をサブタイトルに、OECDと中小企業庁が共同で開催した国際カンファレンス。

グローバル化の加速化は中小企業に対してバリュー・チェーンに連なる企業間の関係に重要な変化をもたらし、経営の安定化、事業の拡大などのチャンスを拡大させることが期待される。しかしながら、経営面、財務面からの負担が増大するだけでなく、自社技術の向上、革新、保護等を行う能力が求められる。このような背景を受け、東京にて同カンファレンスを開催し、中小企業のグローバル・バリュー・チェーンへの参入と課題について議論を重ね、OECD東京声明²⁵が採択された。そこでは、知的資産の適正管理による中小企業の企業価値向上について言及がなされ、中小企業における知的資産経営の推進や、知的資産の適正評価システム構築に関して提言が行われた。

²⁴ http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/ic-summit/index.html

²⁵ http://j-net21.smrj.go.jp/expand/kokusai/oecd/statement/statement_jp.pdf

Ⅲ. その他

1. 知的資産経営報告書を作成した企業数²⁶

平成20年3月現在、約30社が知的資産経営報告書を開示している。また、知的財産の報告に特化している知的財産報告書は、約50社開示している。

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）においては、イノベーション実用化助成における審査に知的資産経営報告書の添付を義務付けており、平成19年は約240件、平成20年は約190件の知的資産経営報告書が非公開ながら作成されている。

現在、素形材産業等、業界毎に知的資産経営報告書を作成する動きもあり、引き続き作成企業は増加していく見込みである。

2. 知的資産経営ポータルサイト開設について²⁷

知的資産・知的財産経営に係る情報発信を網羅的かつ効果的に行うべく、知的資産経営ポータルサイトを開設した。同サイトにおいては、知的資産経営の概要、ガイドライン・マニュアル、イベント情報、知的資産経営報告書開示企業などの知的資産経営に係る国内外の情報を網羅的に掲載し、情報発信を行っている。

平成20年以降も引き続き内容の充実化を行う予定。

3. 知的財産ファイナンス・知的財産流通と知的資産経営について

オープン・イノベーションの観点から知的財産の戦略的な流通・活用を行うためには、知的財産の棚卸し、自社の競争力の源泉を把握する必要があり、そのためには知的資産経営の実践が有効である。また、知的財産を活用した資金調達においても、知的財産はそれ単体での価値評価が困難であるため、その活用に不可欠な知的資産の把握が重要である。

このような問題意識を踏まえ、平成19年11月には経済産業省知的財産政策室から「知的財産の流通・資金調達事例調査報告²⁸」が公表され、知的財産の活用においても知的資産経営が重要であることが示された。

²⁶ http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/jirei.html

²⁷ http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/index.html

²⁸ 報告書については、知的資産経営ポータルサイトからダウンロードが可能。

http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline.html

また、「Law & Technology, NO. 38, 2008年1月, 民事法研究会」にも概要が掲載されている。

IV. 海外の取り組み

1. OECDにおける取り組み

(1) 知的資産と価値創造プロジェクト (Intellectual Assets and Value Creation)

2004年のOECD閣僚理事会において、中川経済産業大臣（当時）は日本、英国、オランダ、デンマーク、スウェーデン、フィンランドの6カ国と共同で、高齢化に対応しながら、持続的な経済成長を確保する観点から知的資産に係るプロジェクトの立ち上げを提案した。同プロジェクトの結果報告が2006年の閣僚理事会にてなされ、参加閣僚にフォローアッププロジェクトの実施と合わせて歓迎された。

報告書では、知的資産が経済成長に貢献している点を明らかにし、知的資産に関する情報をGDPのような経済指標に加味することで、経済成長等の描写がより正確になるとしている。そのためには、知的資産の測定が重要であり、知的資産のマネジメント体系を整備し、知的資産に関する非財務情報の提供を行うことが記載される。また政策課題として、人的資本の発達を促す投資の実行、知的資産に関する知識の普及及びその開発の促進、公開会社の開示基準と開示手法の改善を提言している。

フォローアップ調査を踏まえて、平成20年度も引き続き、研究を進める予定。

① フォローアッププロジェクト 1年目（2006年度）

価値創造を行う上での知的資産の活用手法や成功要因を分析・研究したものの。特に、財務諸表では企業価値を反映することができず、バランスシート上の企業価値と、マーケットでの企業価値との間にギャップが生じている点を指摘し、企業は次の3つの点を検討しなければならないことを提起している。

- 何をどのようにディスクローズするのか
- 如何なる情報を会社は生み出すべきか
- この情報が如何に経営（リスクマネジメントを含め）を改善し得るのか

また、投資家側からの視点として、企業価値ドライバーやリスクに関する非財務及び将来情報の開示と共に、比較可能性（例えばKPIの設定）の重要性を提言した。

② フォローアッププロジェクト 2年目（2007年度）

マクロ（国家）レベルでの知的資産の蓄積の推計、地域レベルでの知的資産の重要性及び企業レベルの3つの観点より知的資産の分析と有効な活用の調査を行った。

- マクロレベル：国家会計(National Accounts)及び知的資産投資の推計
ソフトウェアへの投資等を除き、依然として知的資産（ネットワーク資本、組織資本など）まではGDPに反映できておらず、国家会計とのギャップが存在する。
- 地域レベル：イノベーション、企業立地及び関連性の地域的要因

地域間に跨って活動している企業のイノベーションは非常に重要であり、創作性の高い地域では、多地域で研究活動を行っている企業が多く存在している傾向が確認さ

れた。

- 企業レベル : コーポレートレポートリング、価値創造

知的資産に関するレポートリングは、投資家との間で情報の非対称性を解消、株価の適正化、ボラティリティの緩和など、市場の効率化に寄与するものである。しかしながら、投資家にとっては比較可能性が担保されることが重要であり、例えばXBR Lタクソミーに対するKPIの設定等の作業が求められるとしている。

(2) 「高成長中小企業とイノベーション、知的資産及び価値創造」プロジェクト

2007から2008年の2カ年にわたり、高成長中小企業（従業員ないし売上高の成長率が3年以上にわたって毎年2%以上等の企業）において、知的資産を活かしたイノベーション手法が、高成長とどの程度相関関係を有するのかを実証的に分析をした上で、中小企業による知的資産の活用、イノベーションの促進に向けた提言を行うことを目的に研究を行っているプロジェクト。特に、高成長中小企業に対するリスク・キャピタル等の資金供給（特に事業の初期段階）の手法に係る各国比較を行った上で、当該中小企業に対する効果的な資金供給のあり方に係る国際的なグッド・プラクティスを抽出予定。

2. 欧州

(1) 概要²⁹

1980年代初頭からSveibyやEdvinssonと言った実務家グループから始まった知的資産運動の広がり、企業の価値創出に向けての知的資産の意義と重要性を広く認識させることに成功し、その後のMERITUM Project (2002)、PRISM Project (2003)、RICARDIS (2006)等へとつながっていった。欧州各国においても独自にガイドラインを公開するなど、知識化社会への展開を背景として経済の地域間競争に勝ち抜く差別化を実現するために、主要な戦略として知的資産経営が位置づけられた。

例えば、デンマーク知的資本ガイドライン³⁰ (2000, 2003) では年次報告書の補足資料として開示が推奨され、ドイツ知的資本ステートメント³¹ では、中小企業の中長期的な生存のため、強み・革新力の明確化・向上を目指して報告書の作成が薦められている。また、スコットランドでは知的資産センター³² を設立し、中小企業がより効果的に知的資産を活用できるようなサポート体制（例えば、知的資産ベンチマーキングツールの提供）を整えている。

²⁹ 古賀智敏「知的資産の会計」2005

花堂靖仁「Intangiblesの情報化とコミュニケーションの展開に向けて」2008

³⁰ Danish Ministry of Science, Technology and Innovation (DMSTI), Intellectual Capital Statements : The New Guideline, 2003

³¹ German Federal Ministry of Economics and Labor, Intellectual capital statement – Made in Germany, Guideline 1.0 on the preparation of an intellectual capital statement, 2004

³² <http://www.ia-centre.org.uk/>

(2) ヨーロッパ財務証券アナリスト協会³³

欧州証券アナリスト協会は、金融業界における非財務情報への高まりを受けて、2006年10月に Commission on Intellectual Capital (CIC) を立ち上げた。

本委員会の目的は、企業による知的資産の測定及び開示を促進するとともに、開示フォーマットの標準化を試みることで、コストを低減させ他社との比較を可能とすることを目指し、その結果、金融アナリスト等が知的資産も分析対象に組み込めるようにすることにある。将来的には、金融アナリストに対して新たな価値評価手法などの教育ツールを開発することを提言するなど、積極的な姿勢を打ち出している。

3. 米国³⁴

(1) EBR

伝統的な財務報告に限界に対する懸念を受け、米国公認会計士協会 (AICPA) は検討委員会を設置し、2004年に EBR (Enhanced Business Reporting) に関する報告書を公表し、財務報告における情報の質と透明性を改善するための新しい報告モデルを提案。その後、産業界などの利害関係者もメンバーに加えた EBEC (Enhance Business Reporting Consortium) を発足させ、2006年に EBR Version 2.0 を発行した。そこでは、ビジネス概観、戦略、資源とプロセス、業績の項目による企業開示の新しい枠組みが提案されている。

(2) MD&A

米国証券取引監視委員会 (SEC) は、企業の財務状況、その変化及び事業結果を理解するのに必要な情報が提供されるよう、MD&A の形式による開示を公開企業に義務化しており、2003年にも MD&A に関する解釈指針を発行した。同指針では、経営陣が経営判断に用いている主要な指標や、経営者が既に認識している財務状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性のある傾向やその要因などの情報の開示を促し、開示の有用性及び透明性を確保することが述べられている。

³³ EFFAS News, November 2007

³⁴ 日本公認会計協会「経営研究調査会研究報告第29号」2006
矢崎弘直「米国における「改善された企業報告 (EBR)」の動向」2007

日本公認会計協会「経営研究調査会研究報告第29号」2006
Final Rule: Disclosure in Management's Discussion and Analysis about Off-Balance Sheet Arrangements and Aggregate Contractual Obligations, SEC, 2003
Enhanced Business Reporting Consortium, Prospectus

4. アジア諸国等

(1) オーストラリア³⁵

オーストラリア政府の委任を受けた Society for Knowledge Economics において2005年に Guiding Principles on Extended Performance Management が公開された。ここでは、企業内にある知的資本 (Knowledge Intensive Resources) への理解に貢献する拡張業績管理会計のフレームワークを提案し、社内外に対して企業業績の情報を提供することに言及がなされた。

(2) 台湾³⁶

知識経済の時代では、知的資本の管理とそれに関する認識がますます重要になり、産官学がそれぞれもっている資源を統合し有効に活用されなければならない。そのため、經濟部技術処は知的資本の概念を会計準則、企業の事業管理、政府の政策決定に取り入れることによる、産業界更なる発展を期待して、2002年に台湾知的資本研究センター (TIGRC : Taiwan Intellectual Capital Research Center) を発足させた。

(3) 香港³⁷

香港において競争力のある産業が、貿易通商、ロジスティック、不動産、金融業など、関係性から派生する業種が多いことからわかるように、香港企業の主要な知的資本としては関係資本が挙げられる。また、知のハブ地域として機能しており、目に見えない情報や知の交換・交流など、知のフロー面での強みがある。この点は、R&Dを基本とした技術開発に注力する国とは大いに異なる点である。

³⁵ RICRDIS, 2006

Society for knowledge economics, Australian Guiding Principles on Extended Performance Management, 2005

³⁶ 台湾知財ニュース 2002年12月号

³⁷ Waltraut Ritter, The Intellectual Capital of Hong Kong, 2006 (OECD知的資産経営国際カンファレンス (2006) プレゼン資料及び講演より抜粋)